

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本章では、子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載します。この計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）と、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。また、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」や「確保の方策」を記載します。

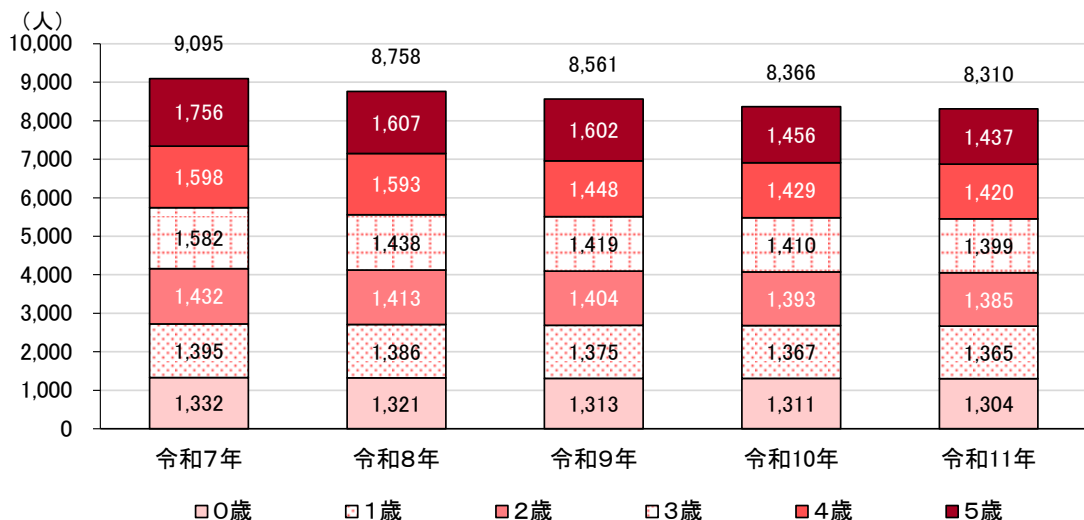
1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に考慮し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果や人口推計等に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を計画します。

【子どもの人口の推計】



推計：過去の住民基本台帳（各年4月1日現在）を基に推計

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できた利用希望を踏まえて、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1) 「量の見込み」を「認定区分」、「家庭類型」等から算出

①認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則第1条の5)

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
 - ②妊娠、出産
 - ③保護者の疾病、障がい
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等
 - ・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦就学
 - ・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧虐待やDVが行われている又はそのおそれがあること
 - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量に応じて、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）に区分されます。

	保育の必要性がある		保育の必要性がない	
0～2歳児	3号	保育標準時間（11時間）		
	保育認定	保育短時間（8時間）		
3～5歳児	2号	保育標準時間（11時間）	1号	教育標準時間
	保育認定	保育短時間（8時間）	教育認定	（3～4時間）

②家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、家庭類型に分け、1号・2号・3号のどの区分に該当する子どもか想定することが必要です。

アンケート調査結果から、対象となる子どもの親やその就労状況により、下表のとおり8タイプに類型化します。「家庭類型」として区分し、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を導き出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				月120時間以上の就労	月120時間未満60時間以上の就労	月60時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労		タイプC	タイプE			タイプD
	月120時間未満60時間以上の就労					タイプE'	
	月60時間未満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD			タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)

・育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、量の見込み（需要）と確保の状況（供給）を確認し、不足する場合は確保の方策（整備目標）を定めます。

【教育・保育の項目】

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
1号	教育認定	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭 両親就労家庭（幼稚園利用希望）	3～5歳児
2号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所	ひとり親家庭 両親就労家庭	
3号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育（小規模保育等）		0～2歳児

【地域子ども・子育て支援事業の項目】

	対象事業	事業の対象
1	時間外保育事業（延長保育事業）	在園児の全ての家庭
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）	ひとり親家庭、両親就労家庭
3	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭
4	一時預かり事業 （幼稚園における一時預かり）	在園児の全ての家庭
5	（保育所等における一時預かり）	全ての家庭
6	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の児童がいて保護者の理由等事情により保育が必要な家庭
7	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	全ての家庭
8	利用者支援事業※	全ての家庭
9	妊婦健康診査事業	全ての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費負担の軽減を必要とする家庭
13	子育て短期支援事業	保護者の事情により児童の養育が一時的に困難になった家庭
14	多様な主体の参入を促進する事業	事業者
15	子育て世帯訪問支援事業	子育て家庭や妊産婦等がいる家庭
16	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童とその家庭
17	親子関係形成支援事業	子育てに悩んでいる保護者
18	妊婦等包括支援事業	全ての妊産婦
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者
20	産後ケア※事業	産後ケアを必要とする者

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の成長を助長することを目的としています。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前子どもの保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。また、認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもに幼稚園教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。

特定地域型保育事業は、小規模（定員6～19人の施設）、家庭的（5人以下の子どもを保育者の居宅等で保育）、居宅訪問型（保育者が子どもの居宅で保育）、事業所内（事業所の従業員の子どもを保育）があります。

企業主導型保育施設は、企業が設置し、従業員の子どもや地域の子ども（地域枠）を保育する施設で、国の示す一定の基準を満たす施設であることから、確保方策に見込んでいます。

また、障がい児等や外国につながる幼児が教育・保育施設を利用する際は、保育士の加配や関係部局との連携等、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。さらに利用手続きを行う窓口において、教育・保育以外の関連施策について、基本的な情報提供に努めます。

【現状】

令和6年4月1日現在		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数(令和6年4月1日現在)		5,095 人			2,990 人	1,340 人
需要率		43.7%			53.3%	18.0%
ニーズ量		2,227 人			1,595 人	241 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,737 人			1,232 人	401 人
	従来制度の幼稚園	1,685 人			0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人			94 人	20 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人			50 人	13 人
	提供量合計	3,422 人			1,376 人	434 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,195 人			▲219 人	193 人

- ・需要率は、児童数に対する各ニーズ量の割合
- ・提供量は定員であり、保育所等では、基準の範囲内で定員を超えた受入れも行っています。
- ・企業主導型保育施設の地域枠とは、企業が従業員の子ども向けに設置した保育施設において、施設の判断で、定員の一部に従業員以外の子どもを受入れるものです。
- ・特定教育・保育施設の幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園です。

(2) 令和7年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【今後の方向性】

不足している保育の提供量を確保するため、幼稚園においては、幼保連携型認定こども園への移行に必要な支援を行い、保育所においては、利用者数の動向を踏まえながら今後の保育ニーズを見極め、小規模保育事業や保育所の整備を進めます。さらに、民間保育所における保育士確保を支援するとともに、民間保育所に対し、年齢ごとの保育ニーズに応じた定員の見直しを促すことで、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

【令和7年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い	左記以外	2歳 保育が必要	1歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数推計		4,936 人			1,432 人	1,395 人	1,332 人
需要率		35.0%	9.5%	53.9%	54.7%	55.1%	18.0%
ニーズ量		1,726 人	468 人	2,660 人	783 人	768 人	240 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,697 人			664 人	568 人	401 人
	従来制度の幼稚園	1,685 人			0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人			63 人	63 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人			23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,382 人			750 人	658 人	440 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,188 人			▲33 人	▲110 人	200 人

- ・需要率は、児童数推計値に対する各ニーズ量の見込みの割合
- ・ニーズ量の見込みは、児童推計×需要率（小数点第2位以下の表示を省略）です。
端数調整があるため、上記計算と表の数値が一致しない場合があります。
- ・提供量は定員であり、保育所等では、基準の範囲内で定員を超えた受入れも行っています。

【令和8年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,638 人			1,413 人	1,386 人	1,321 人
需要率		35.0%	9.5%	55.5%	56.3%	56.6%	18.0%
ニーズ量		1,622 人	440 人	2,572 人	795 人	785 人	238 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,982 人			691 人	595 人	411 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人			0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人			63 人	63 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人			23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,072 人			777 人	685 人	450 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,010 人			▲18 人	▲100 人	212 人

【令和9年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,469 人			1,404 人	1,375 人	1,313 人
需要率		33.8%	9.2%	57.0%	57.8%	58.3%	18.0%
ニーズ量		1,510 人	410 人	2,549 人	812 人	801 人	236 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,946 人			719 人	649 人	412 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人			0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人			73 人	72 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人			23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,036 人			815 人	748 人	451 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,116 人			3 人	▲53 人	215 人

【令和10年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,295 人			1,393 人	1,367 人	1,311 人
需要率		32.5%	8.8%	58.6%	59.4%	59.8%	18.0%
ニーズ量		1,398 人	379 人	2,518 人	828 人	818 人	236 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,946 人		2,562 人	734 人	699 人	412 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人		0 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人		0 人	83 人	81 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		4 人	23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,036 人		2,566 人	840 人	807 人	451 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,259 人		48 人	12 人	▲11 人	215 人

【令和11年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,256 人			1,385 人	1,365 人	1,304 人
需要率		31.3%	8.5%	60.2%	61.0%	61.4%	18.0%
ニーズ量		1,332 人	362 人	2,562 人	845 人	838 人	235 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,996 人		2,562 人	737 人	726 人	412 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人		0 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人		0 人	93 人	90 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		4 人	23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,086 人		2,566 人	853 人	843 人	451 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,392 人		4 人	8 人	5 人	216 人

【0～2歳の保育利用率】

待機児童対応を図るため、0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数推計	4,159 人	4,120 人	4,092 人	4,071 人	4,054 人
提供量合計	1,848 人	1,912 人	2,014 人	2,098 人	2,147 人
保育利用率(目標値)	44.4%	46.4%	49.2%	51.5%	53.0%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法等に、地域子ども・子育て支援事業が規定されています。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定（標準・短時間）を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育（認定）時間を延長して保育を利用する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用者数	1,558 人	1,725 人	1,735 人	2,180 人	2,206 人
実施箇所数	46 か所	49 か所	50 か所	53 か所	54 か所

・利用者数は実人数

【今後の方向性】

今後も継続的な需要が見込まれるため、実施施設と連携し、ニーズに十分対応できるよう体制を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	2,226 人	2,302 人	2,355 人	2,399 人	2,424 人
実施箇所数 (確保方策)	56 か所	59 か所	59 か所	60 か所	61 か所
提供量	4,266 人	4,411 人	4,513 人	4,597 人	4,646 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	2,040 人	2,109 人	2,158 人	2,198 人	2,222 人

・ニーズ量、提供量は実人数

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用児童数	1,054人	1,297人	1,409人	1,473人	1,678人

・利用児童数は実際に放課後児童クラブを利用した人数

【今後の方向性】

働き方の多様化や女性の活躍推進等により放課後児童クラブに対するニーズは高くなっています。

放課後児童健全育成事業のニーズ量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、今後の利用児童数の増減を注視し、ニーズ量に合った提供量の確保に努めます。

ニーズに対する提供量が不足しているため、必要に応じて既存放課後児童クラブの分割等を進めることにより提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	2,965人	2,897人	2,777人	2,682人	2,554人
1年生	795人	792人	725人	723人	657人
2年生	744人	706人	704人	645人	643人
3年生	576人	557人	528人	527人	483人
4年生	505人	500人	483人	459人	457人
5年生	243人	238人	235人	227人	216人
6年生	102人	104人	102人	101人	98人
提供量	2,380人	2,420人	2,460人	2,500人	2,580人
過不足（提供量－ニーズ量）	▲585人	▲477人	▲317人	▲182人	26人
実施箇所数（確保方策）	59か所	60か所	61か所	62か所	64か所
うち、連携型	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所
うち、校内交流型	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

- ・ニーズ量、提供量は、放課後児童クラブに登録をする人数を基に算出しています。なお、「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画 令和2～6年度」では実際に放課後児童クラブを利用した人数を基に算出しています。
- ・実施箇所数のうち、放課後児童クラブに通う子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加している場合は連携型の箇所数、連携型のうち同一小学校内等にて実施している場合は校内交流型の箇所数としています。
- ・放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、地域の方々の主体的な参画を得ながら、子どもたちに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業です。

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	12,261 人	13,990 人	15,978 人	18,734 人	18,852 人
実施箇所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

【今後の方向性】

事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、事業を実施します。市南側地区は、未就学児が多いものの保育所の数が少なく、地域子育て支援拠点が一つしかないことから、南部福祉会館の大規模改修に合わせて地域子育て支援拠点を開設します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	18,106 人	17,937 人	17,815 人	17,723 人	17,649 人
実施箇所数 (確保方策)	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

・ ニーズ量は延べ人数

(4) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園において実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	12,316 人	23,476 人	30,226 人	38,348 人	40,410 人
実施箇所数	9 か所	13 か所	13 か所	14 か所	15 か所

【今後の方向性】

ニーズを踏まえて、制度や利用方法の周知を図りながら実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	39,811 人	40,088 人	37,327 人	34,547 人	32,934 人
実施箇所数 (確保方策)	15 か所	17 か所	18 か所	18 か所	19 か所
提供量	41,085 人	46,563 人	49,302 人	49,302 人	52,041 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	1,274 人	6,475 人	11,975 人	14,755 人	19,107 人

・ ニーズ量、提供量は延べ人数

(5) 保育所等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や心身の疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	9,941 人	11,281 人	11,769 人	11,023 人	9,495 人
実施箇所数	20 か所	19 か所	19 か所	21 か所	22 か所

【今後の方向性】

子どもの預かりを必要とするときに対応ができるよう、事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	8,612 人	8,106 人	7,884 人	7,694 人	7,508 人
実施箇所数（確保方策）	24 か所	27 か所	27 か所	28 か所	29 か所
提供量	12,600 人	14,175 人	14,175 人	14,700 人	15,225 人
過不足（提供量－ニーズ量）	3,988 人	6,069 人	6,291 人	7,006 人	7,717 人

・ ニーズ量、提供量は延べ人数

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者が就労等の理由により、病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）を保育できない際に、保育施設等で子どもを預かる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	107 人	631 人	851 人	1,343 人	1,665 人
実施箇所数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所

【今後の方向性】

病児・病後児保育を2か所、病後児保育を1か所で実施しています。

利用状況を注視しながら、事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	1,661 人	1,662 人	1,664 人	1,657 人	1,654 人
実施箇所数 (確保方策)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
提供量	3,546 人	3,546 人	3,546 人	3,546 人	3,546 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	1,885 人	1,884 人	1,882 人	1,889 人	1,892 人

・ ニーズ量、提供量は延べ人数

・ 提供量は、各施設の利用定員と開所予定日数から算出

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行う事業です。

依頼会員の対象は、0歳から小学校6年生までの子どもの保護者です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
支援会員	261 人	271 人	276 人	257 人	277 人
依頼会員	1,450 人	1,515 人	933 人	671 人	734 人
両方会員	30 人	29 人	31 人	29 人	28 人
利用者数	1,317 人	1,734 人	2,280 人	3,475 人	4,089 人
うち就学児童	685 人	821 人	966 人	1,087 人	1,224 人

・上記数値は、支援会員、依頼会員には両方会員を含みません。

・利用者数は延べ人数

【今後の方向性】

支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	4,049 人	4,014 人	4,003 人	3,992 人	3,984 人
うち就学児童	1,204 人	1,185 人	1,145 人	1,109 人	1,060 人
提供量	4,049 人	4,014 人	4,003 人	3,992 人	3,984 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

・ニーズ量、提供量は延べ人数

(8) 利用者支援事業※**【事業概要】**

平塚市保健センター内に「ひらつかネウボラームはぐくみ(こども家庭センター※)」を平成29年4月に開設、運用を開始し、保健師、助産師、管理栄養士等を専任配置して、妊娠期から出産、育児期(就学前まで)に至るまで、切れ目のない支援を行っています。

内容として、全妊婦に対して専門職による面接の実施や、妊娠届出書の受理、母子健康手帳と妊婦健康診査費用補助券等の交付、出産や育児に関する情報提供、支援プランの作成、妊娠8か月アンケートの実施、関係機関等と連絡調整(ネットワーク会議等の開催)、妊娠・出産・育児の悩みや不安の相談対応等を実施しています。

【現状】

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

・令和6年度は、「こども家庭センター型」として実施

【今後の方向性】

妊娠期から育児期までの切れ目のない支援の充実を図っていきます。

こども家庭 センター型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

・利用者支援事業は、「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」があり、本市では、「こども家庭センター型」を実施しています。

(9) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
妊娠届出数	1,498 人	1,431 人	1,284 人	1,319 人	1,313 人

【今後の方向性】

妊婦健康診査は、母の健康状態と赤ちゃんの発育状態を定期的に確認し、安心・安全に出産を迎える準備をすることを目的に行います。「ひらつかネウボールームはぐくみ（こども家庭センター※）」では、母子健康手帳と妊婦健康診査費用補助券を交付する際に全ての妊婦と面接を行い、妊娠の届出が妊娠22週以降や若年等のハイリスク妊娠で、妊娠中からの支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関等と連携を図りながら安心・安全な出産を迎えることができるように支援体制を充実させます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	15,504 人	15,376 人	15,283 人	15,260 人	15,178 人
実施体制 (確保方策)	市内実施場所：総合病院1か所 開業医4か所等 検査項目：国の基準に準じて実施				

・ニーズ量は延べ人数

(10) 乳児家庭全戸訪問事業**【事業概要】**

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を助産師や看護師、保健師が訪問して乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握、子育てに関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
訪問数	1,349人	1,176人	1,361人	1,321人	1,300人
訪問率	95.3%	88.8%	97.8%	98.1%	97.0%

・訪問数は実人数

【今後の方向性】

子育てに不慣れな母親の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努めます。

さらに、「ひらつかネウボラームはぐくみ（こども家庭センター※）」において妊娠前から支援を必要とする家庭を把握し、関係機関とのネットワークにより支援します。特に、産後は早期に訪問するなど、切れ目のない支援体制を充実させます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	1,292人	1,281人	1,274人	1,272人	1,265人
実施体制 (確保方策)	看護職員が支援にあたるよう人員の確保に努める。				

・ニーズ量は実人数

(11) 養育支援訪問事業**【事業概要】**

こどもの養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	6人	5人	5人	1人	—

・訪問数は実人数

【今後の方向性】

本事業が必要な方に適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り実施します。

また、保健師、助産師等の専門職（相談支援員）のスキルアップに努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	15人	15人	15人	15人	15人
実施体制 (確保方策)	保健師、助産師等の人材育成				

・ニーズ量は実人数

・令和7年度からニーズ量の考え方を変更。

令和5年度までは、育児・家事援助（ヘルパー）を導入した世帯数（実数）を計上していましたが、令和6年度から育児・家事援助の部分が「子育て世帯訪問支援事業」に移行し「保健師等による専門的な相談支援に特化する」となりました。

そのため、令和7年度からのニーズ量は保健師・助産師等による専門的な訪問支援の件数を計上しています。

（参考）令和5年度の訪問件数は14件。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

低所得の保護者の負担軽減を図るため、日用品・文房具等に要する費用、並びに幼稚園（従来制度）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用を助成します。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
対象者数	231 人	327 人	338 人	256 人	223 人

【今後の方向性】

必要な方が継続して利用ができるよう事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	227 人	216 人	203 人	191 人	183 人
提供量	227 人	216 人	203 人	191 人	183 人

・ニーズ量、提供量は実人数

(13) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事、レスパイト等により、家庭において養育をすることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

計画年度内の実施の有無について検討を進めます。

(14) 多様な主体の参入を促進する事業

この計画に基づき保育の受け皿整備を進めていくためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、情報の提供、助言、その他の支援等を行う事業です。

(15) 子育て世帯訪問支援事業**【事業概要】**

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
訪問数					34人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置づけられた事業です。

【今後の方向性】

必要な方が継続して利用ができるよう事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	34人	34人	34人	34人	34人
提供量	34人	34人	34人	34人	34人

・ニーズ量、提供量は実人数

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置づけられた事業です。

(17) 親子関係形成支援事業**【事業概要】**

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

<ペアレント・トレーニングとは>

主に発達障害のある子を持つ保護者のための子育て支援プログラム。8回の連続講座を年2回開催しています。保護者の他、保育士、学校の先生等の見学者も参加。また、参加した保護者同士の交流と振り返りを目的として、フォローアップを行っています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用者数					12人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置づけられた事業です。

【今後の方向性】

引き続き、年2回のプログラムを継続します。また、子育てに悩んでいる保護者に受講を促します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	10人	10人	10人	10人	10人
提供量	10人	10人	10人	10人	10人
実施体制 (確保方策)	子育てに悩んでいる保護者に受講を促します。				

・ニーズ量、提供量は実人数

(18) 妊婦等包括支援事業

【事業概要】

1回目は母子健康手帳の発行時に面談を実施し、妊娠・子育てに関する悩みの相談や情報提供を行います。2回目は妊娠8か月にアンケートを送付し必要な方には電話等で状況確認をします。3回目は出産後に乳児全戸訪問等にて子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

引き続き母子健康手帳の発行時の全数面接や妊娠8か月アンケート時のフォローを行います。出産に向けた切れ目ない支援を行います。乳児全戸訪問等にて母子の状況確認を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量					
妊娠届出数	1,380件	1,369件	1,361件	1,359件	1,352件
面談等回数	3回	3回	3回	3回	3回
面談合計回数	4,140回	4,107回	4,083回	4,077回	4,056回
提供量 (こども家庭センター※)	4,140回	4,107回	4,083回	4,077回	4,056回

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【今後の方向性】

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 (必要定員数)		33人日	32人日	31人日	30人日
提供量		33人日	32人日	31人日	30人日

・1人日は一人当たり1日8時間利用するものとして算出しており、実際に1日に利用できる人数とは異なります。

(20) 産後ケア※事業

【事業概要】

産後の疲れによる体調不良や赤ちゃんのお世話の仕方が分からない等の産婦の不安に対し、医療機関や助産院においてゆっくりと体を休め、授乳指導や育児相談を受け、体調の回復や育児の不安を解消します。

【今後の方向性】

委託事業所を増やすよう努め、引き続き利用者に向けて周知をしていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	389 人日	389 人日	404 人日	404 人日	419 人日
提供量	389 人日	389 人日	404 人日	404 人日	419 人日

・ニーズ量、提供量は延べ人数

5 教育保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもに幼稚園教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。本市は、保護者の働き方の多様化や共働きの浸透を受けて、保育所等の利用者数は増加傾向にある一方で、幼稚園の利用者数は減少しています。このため、地域の実情に応じて、保護者が安心して働ける環境基盤を整えるため、保育需要を見極めながら保育所や認定こども園の整備を進めるとともに、既存の幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に必要な支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育の充実に向けた各園の取組を支援します。また、保育士及び幼稚園教諭の合同研修会を行うことで課題の共有と質の向上を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校においては、学びの連続性を意識し、連携と協力を重視することで、発達の段階に応じた一貫性のある教育の充実を図ります。具体的には、研究・協議を通して課題等の共有を行うとともに、授業参観や保育参観等の機会を通し園児と児童や教職員同士の交流を図ります。

配慮が必要な子どもたちをはじめ、多様な子どもたちの健全な育成のために、専門的な知識を持った職員を育成します。また、配慮が必要な子どもたちが在園する保育所や幼稚園を訪問し、療育相談に取り組むとともに、民間の保育所や幼稚園からの協力を得るための補助制度を充実させ、公立園のみならず民間園における受入体制の強化に向けた支援に取り組みます。

各法令等に基づき実施する指導監査等については、県と連携を図り、適切な助言及び指導を行うことにより、施設における問題点や疑問点を改善し、教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携について

低年齢児からの保育の利用希望に対する確保方策として、0歳から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備を進めます。3歳以降の連携施設については、利用者の通園や教育・保育のニーズを考慮し、保育所だけでなく既存の幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を促すことで、受け皿の確保を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から「幼児教育・保育無償化制度^{*}」が始まりました。

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）の利用のほかに、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

（１）子ども・子育て支援施設等

幼児教育・保育無償化制度の対象となる施設・事業は次のとおりです。ただし、年齢や施設・事業等によって無償となる範囲は異なります。

○対象となる施設・事業

幼稚園（従来制度）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設^{*}、
企業主導型保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業、障がい児の発達支援 等

（２）子ども・子育て支援施設等の確認

幼児教育・保育無償化制度の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要となります。施設の設置者又は事業を行う者は、市町村へ申請し、確認を受ける必要があります。市町村は、施設・事業について法令等の基準を満たしている場合、公示します。公示された施設・事業を利用した場合は、保育料（利用料）の無償対象となります。

確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、都道府県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

第6章

計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

本計画を推進していくためには、計画の進行管理を着実に行うとともに、市民をはじめ、本計画に関係する機関等が適切な役割分担をし、積極的に活動していくことが必要です。

1 計画の進行管理

本計画の進行管理は、子ども・子育て会議において各事業の取組状況を把握・評価し、その結果を毎年1回、市民に公表します。

利用者の視点に立ち、事業を評価し、PDCAサイクル（計画―実施―評価―改善）を通して計画の実効性を高めることを目指します。また、第4章部分の各事業の評価については、施策ごとに作成する評価シートにおいて成果を把握し、課題を挙げた上で翌年度以降の事業実施につなげていくものとします。

なお、計画期間の中間年を目安にして、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。また、今後国の政策の動向や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて各事業の内容の一部を変更する場合があります。

2 適切な役割分担による計画の推進

市民をはじめ、本計画に関係する以下のような機関等が適切に連携・役割分担しながら、それぞれの取組を進めていきます。

（1）市や関係機関等

庁内各課、関係機関等においては、それぞれの担当する事業を推進し、毎年、その取組状況を確認します。事業の推進に当たっては、特に関係する課等と緊密に連携を取りながら行います。

こどもの健やかな成長や子育て家庭からの相談、児童虐待の防止等については、各機関等における活動はもとより、相互に連携を図りながら対応することが必要です。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等においては、それぞれの特色を生かした取組を推進するとともに、相互に連携し、情報交換や交流を行うように努めます。また、それぞれが地域に開かれた運営を行い、地域における子育ての核となることが期待され、地域の人々が参画しやすい機会を作ることが大切です。

(2) 家庭

子育ての基本は家庭にあります。保護者等は親としての自覚と愛情を持って子育てに取り組んでいきます。父母がともにこどもと過ごす時間を作るとともに、お互いが仕事等で自己実現を図れるよう、協力して子育てに取り組めます。

(3) 地域社会

地域に住む大人たちが地域のこどもを地域で育てるという意識を持つことが重要です。大人たちは、地域でこどもとふれあう機会を増やし、こどもを温かく見守り、時には諭しながら育てていきます。また、子育て家庭が子育てに悩み、地域で孤立しないように、地域で見守るとともに手助けします。

民生委員児童委員※、子育てサークル、地域教育力ネットワーク協議会等地域の活動組織は、こどもの育成支援に積極的に取り組みます。また、それぞれが個別に活動を行うだけでなく、相互に情報交換や交流の機会を積極的に持ち、より効果的な活動を行っていくこととします。

(4) 事業所等

育児期間中も仕事を持つ親が増えている中で、職場における子育て支援が徐々に浸透してきています。そこで、育児・介護休業法等の趣旨を理解し、育児休業制度をはじめとした仕事と子育てとの両立支援において母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう意識の醸成に努めます。

次世代育成支援対策推進法において、101人以上の労働者のいる事業主については、「一般事業主行動計画」の公表と労働者に対する周知とともに、計画の実施状況の点検・評価を行い、その後の対策に反映させていきます。

資料編

資料編

1 平塚市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 平塚市子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項の規定により本市が定める計画をいう。）に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要なこと。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保健福祉関係団体の代表者
- （3） 保育・教育関係団体の代表者
- （4） 商工労働関係団体の代表者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） 公募に応じた市民
- （7） その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 子ども・子育て会議は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第8条 子ども・子育て会議は、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第1項の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市子ども・子育て支援事業計画の推進に関する事項
- (2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年2月15日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年3月22日）から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

平塚市子ども・子育て会議

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市医師会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育ネットワーク協議会の代表者
平塚商工会議所の代表者
西湘地域労働者福祉協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者

別表第2（第3条関係）

子育て支援事業推進部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民

別表第3（第3条関係）

公立園の在り方検討部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者

3 平塚市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	前田 晶子	会長
平塚民間保育園連盟	金田 了太郎	
平塚市民生委員児童委員協議会	長岡 津也子	副会長
平塚市医師会	中村 千里	
平塚市内の放課後児童クラブの運営者	田中 晃	
平塚市私立幼稚園協会	白川 敦	
平塚市小学校長会	設楽 純江	
平塚市地域教育力ネットワーク協議会	梅本 雅幸	
平塚商工会議所	清田 利行	
西湘地域労働者福祉協議会	大津 敦	
神奈川県平塚保健福祉事務所	古川 清香	
神奈川県平塚児童相談所	杉山 徹	(～R6.3.31)
	新納 拓爾	
公募に応じた市民	野口 律子	
公募に応じた市民	萩原 彩	
公募に応じた市民	山口 かおり	
公立幼稚園の保護者	和田 亜美	(～R6.3.31)
	長谷川 和希	
私立幼稚園の保護者	高澤 一美	
公立保育所の保護者	相星 浩子	
私立保育所の保護者	佐藤 始可	(～R6.5.23)
	草野 南	

4 策定経過

	開催日	事項	内容
令和5年	11月9日	令和5年度第3回 平塚市子ども・子育て会議	・子育て支援に関するアンケート調査
	12月27日～ 1月26日	「子育て支援に関するアンケート調査」 実施	・就学前児童の保護者対象（2,500人）
令和6年	3月25日	令和5年度第4回 平塚市子ども・子育て会議	・子育て支援に関するアンケート調査結果
	4月26日～ 5月17日	「こども・若者に関するアンケート調査」実施	・16歳から29歳の方対象（3,000人）
	6月～7月	「こどもの意見聴取」	・平塚市が「こうなってほしいなと思うこと」についてアンケートを実施
	10月24日	令和6年度第1回 平塚市子ども・子育て会議	・平塚市こども計画素案
	11月20日～ 12月20日	パブリックコメント手続の実施	・計画素案を市ホームページ及び公民館等の公共施設にて公表
令和7年	1月15日	令和6年度第2回 平塚市子ども・子育て会議	・平塚市こども計画素案
	1月29日	神奈川県との法定協議 （子ども・子育て支援法に基づく協議）	・パブリックコメント手続終了後の計画素案を神奈川県に提出
	2月12日	神奈川県との法定協議完了 （子ども・子育て支援法に基づく協議）	・完了通知を受領
	2月18日	庁議	・パブリックコメント手続の実施結果について ・計画策定について

5 用語解説（50 音順）

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略で、インターネット等を活用してコミュニケーションができる情報通信技術のこと。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、痰の吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。

インクルーシブ教育

共生社会の実現に向け、全ての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指す教育のこと。

SNS

Social Networking Service の略。エックスやフェイスブック等、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

M字カーブ

女性の労働力率を年代階級別にグラフで表した際にM字に見える曲線のこと。学校卒業後 20 歳代でピークに達し、その後 30 歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇している。

【か行】

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数のこと。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を有する全ての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支えあう考え方のこと。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、児童発達支援との連携強化を図るため、一つの組織になり、こども・若者が将来的に安心安全に生活し、さらには自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設。令和4年の改正児童福祉法にて、市町村に設置が努力義務化された。

こども家庭庁

こども・若者が自分らしく健やかに成長できるように、社会全体で支えていくため、大人が中心になっていた国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと作り変えていくための司令塔として設置された。

こども基本法

日本国憲法・児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に推進するためにつくられた法律。

こども食堂

地域・企業・団体等が運営し、子どもをはじめ誰でも無料や低額で食事をすることができる。また、居場所としてコミュニケーションの場にもなっている。

こども大綱

こども基本法に基づき、政府全体としてこどもに関する施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めたもの。

【さ行】

産後ケア

母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等を行うこと。

ジェンダー平等

誰もが性別に関わりなく、人権が守られ、平等に機会が与えられること、また、多様な性を認め合うことも含まれている。

児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される行政機関。児童及び妊産婦に関する実情把握や相談に応じる。必要に応じて児童を一時保護する施設を設けなければならない。

ジュニアリーダー（ジュニア・リーダーズクラブ）

中学生から高校生までを対象として、余暇を利用して自己を鍛え、仲間づくりを図り、青少年関係団体活動への協力と地域社会への参加を通して、明るいまちづくりに役立つことを目的に設立された団体のこと。

食育

食に関する文化やバランスの取れた食生活・食習慣等、広い視野から食について教育すること。食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるもの」、「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること」と位置付けている。

新生児聴覚スクリーニング検査

生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う「耳の聞こえ」の検査であり、検査には、AABR（自動聴性脳幹反応）とOAE（耳音響放射）の2種類がある。

赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聞かせて、反応波形を測定し、耳の聞こえが正常かどうか自動的に判断する検査で、数分間で終わり、痛み等はない。

スクールカウンセラー

臨床心理の専門性を有し、教職員を心理的な側面から援助する職員のこと。児童・生徒の課題の解決のため、本人や保護者のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言、児童・生徒に関する情報収集やアセスメント等を行う。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門性を有し、教職員を福祉の側面から援助する職員のこと。課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、学校内におけるチーム支援体制の構築・支援等を行う。

【た行】

地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会のこと。

デートDV

交際相手、恋人同士の間で起きる暴力のこと。中学生や高校生、大学生など若年層でも起きている。

【な行】

認可外保育施設

児童福祉法第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。原則として都道府県への届出が必要となる。

【ま行】**民生委員児童委員**

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談や必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。困りごとを解決するために、福祉の制度等、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】**ヤングケアラー**

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どものこと。

ユニバーサルデザインタクシー

広い開口部や装備を持つ等、車いすのまま乗車できる他、高齢者、妊娠中の女性、子ども連れの人等みんなが利用しやすい一般タクシー車両のこと。

幼児教育・保育の無償化（幼児教育・保育無償化制度）

子育て等の費用負担の軽減を図るため令和元年10月から始まった制度。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもと、0歳から2歳の住民税非課税世帯を対象とする子どもたちの利用料を無料とする。

【ら行】**利用者支援事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

- ・基本型 こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において支援を実施。
- ・特定型 待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業の利用支援。
- ・こども家庭センター型 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関するより専門的な対応等を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う。

平塚市こども計画

令和7年2月

編集・発行 平塚市健康・こども部保育課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL 0463-23-1111（代表）

0463-21-9842（ダイヤルイン）

FAX 0463-21-9738

メール hoikuka@city.hiratsuka.kanagawa.jp

